

積立式期日指定定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

1の2. (預入れの方法等)

- (1)この預金の預入れは1回 500 円以上とします。
- (2)この預金は、口座振替によるほか、現金で預入れるものとします。ただし、現金で預入れる場合は必ずこの通帳を持参してください。

2. (口座振替による預入れ)

- (1)振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。ただし、振替指定口座の残高が振替日において振替金額に満たないときは、通知することなくその日の口座振替を行いません。
- (2)振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合にはあらかじめ書面によって当店に届出てください。

3. (預金の種類、期間等)

この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

4. (自動継続等)

- (1)この預金(第 7 条による一部解約後の残りの預金を含む。)最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2)継続された預金についても前 1 項と同様とします。
- (3)継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を申出てください。

5. (預金の支払時期等)

- (1)この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
- (2)満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。
- (3)満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- (4)第 2 項または第 3 項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
- (5)第 2 項または第 3 項により定められた満期日以後に解約されないまま 1 か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. (利息)

- (1)この預金の利息は、預入日から満期日(継続するときは最長預入期限)の前日までの期間について、預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の次の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。

①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合・・・1年定期預金利率

②預入日から満期日までの期間が2年以上の場合・・・・・・・2年定期預金利率

(2)この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第1項の利息(継続を停止した場合の利息を含む。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、次の利率によって計算します。

①解約の場合・・・・・・・解約日における普通預金の利率

②書替継続の場合・・・・書替継続後の定期預金の利率

(3)継続された預金の利息についても前二項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。この場合、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。

(4)債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。

(5)当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、反社会的勢力の排除に係る条項により解約する場合など、満期日前に解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について預入日現在における店頭掲示の預金利率表記載の期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(6)この預金の付利単位は100円とします。

7. (預金の解約、書替継続)

(1)この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

(2)この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1回毎に順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日(継続したときはその継続日)から解約日までの日数の多いものからとします。

(3)前二項の規定にかかわらず、本規定に定める預金口座の名義人に相続が開始した後(当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後)は、当該名義人の共同相続人全員の総意(相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。)による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

(1)この通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)この通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、当金庫の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

11. (規定の変更)

- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更できるものとします。
- (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3)前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

＜「反社会的勢力等との取引排除」および「保険事故発生時における預金者からの相殺」等に関する追加規定＞

1. (追加規定の適用範囲)

積立式期日指定定期預金の取引については、積立式期日指定定期預金規定に定める事項に加え、本規定を適用します。

2. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- (4)前三項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前四項の届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

3. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この預金口座は、本規定第4条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、本規定第4条第2項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (取引の停止、解約等)

- (1)次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が当金庫の承諾なしに譲渡・質入れした場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (2)前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当金庫が預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときには、その損害額を支払ってください。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前AからDに準ずる行為

(3)前項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、取引店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

5. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1)この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。

①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印した当金庫所定の払戻請求書とともに直ちに当金庫へ提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

②前号の充當の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。

③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取り扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5)相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限が

ある場合においても相殺することができるものとします。

以 上